

## 茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領

## 茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領

第1条～第4条(略)

第1条～第4条(略)

(ICT工事の発注)

(ICT工事の発注)

第5条 ICT工事の発注は以下の(1)～(3)のうちのいずれかの型式によることとする。

第5条 ICT工事の発注は以下の(1)～(3)のうちのいずれかの型式によることとする。

(1)(2)(略)

(1)(2)(略)

(3)受注者希望型

(3)受注者希望型

・発注に際しては、特別仕様書に「受注者希望型」である旨明示することとする。

・ICT活用については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。なお、協議に当たっては、受注者が「全面活用型」か「簡易型」又は「特別簡易型」を選択し施工計画書の提出までに発注者へ提案を行い協議が整ったものについてのみ適用する。ただし、全面活用型の協議に当たっては、施工プロセスのすべての段階において、第\_3条に示すすべてのICT施工技術の活用を前提とするが、当該工事の施工条件等により生産性の向上が見込めないと判断されるICT施工技術についてはその限りでない。

・発注に際しては、特別仕様書に「受注者希望型」である旨明示することとする。

・ICT活用については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。なお、協議に当たっては、受注者が「全面活用型」か「簡易型」又は「特別簡易型」を選択し施工計画書の提出までに発注者へ提案を行い協議が整ったものについてのみ適用する。ただし、全面活用型の協議に当たっては、施工プロセスのすべての段階において、第23条に示すすべてのICT施工技術の活用を前提とするが、当該工事の施工条件等により生産性の向上が見込めないと判断されるICT施工技術についてはその限りでない。

・受発注者協議によりICT活用が決定した場合は、ガイドラインの積算編に基づき、ICT活用を反映した設計変更を実施することとする。ただし、当該工事の施工条件等により生産性の向上が見込めないと判断されるICT施工技術についてはその限りでない。

・受発注者協議によりICT活用が決定した場合は、ガイドラインの積算編に基づき、ICT活用を反映した設計変更を実施することとする。ただし、当該工事の施工条件等により生産性の向上が見込めないと判断されるICT施工技術についてはその限りでない。

・受発注者協議の結果、活用を決定した施工プロセスの組み合わせが「全面活用型」「簡易型」「特別簡易型」のいずれにも当てはまらない場合は、その活用は妨げないが、ICT活用を反映した設計変更は行わないものとする。

[追加]

(4)その他の工事(受注者の申し入れ)

(4)(略)

・(1)から(3)により発注された工事以外においても、契約後、受注者からICT活用の申し入れがあった場合には、発注者はこれを承諾することができる。ただし、この場合は費用を別途計上しない。

・(1)から(3)により発注された工事以外においても、契約後、受注者からICT活用の申し入れがあった場合には、発注者はこれを承諾することができる。ただし、この場合は費用を別途計上しない。

[削除]

・発注者は、受注者からのICT活用の申し入れを承諾した場合、第3条に示す施工プロセスのうち、承諾により実施を決定した項目について、設計変更時に特別仕様書に明記するものとする。

(5)活用を決定したプロセスの設計図書への記載

[追加]

・(1)から(3)により発注された工事において活用を決定した施工プロセス、(4)により受注者からの申し入れを承諾した施工プロセスについては、費用の別途計上の有無にかかわらず、設計変更時に特別仕様書に明記することとする。

第6条～第10条(略)

第6条～第10条(略)

附 則

本要領は、令和6年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和7年8月12日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。
- 2 本要領の適用日以前に、完成済みの工事(過年度に完成した工事を含む)についても、受注者から申し入れがあり、第3条(1)のうちいずれかまたは全ての工種の対象要件を満たし、かつ同条(2)の全面活用型、簡易型、特別簡易型のうちいずれかの型式の取組と同等の取組を実施して工事を完成させたと発注者が認める場合は、様式1により受注者に対しICT活用証明書を発行するものとする。なお、この場合において、当該工事が第4条(1)から(3)により発注された工事以外においても対象とし、第7条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 本要領は、令和8年3月19日 日 から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。
- 2 本要領の施行日以前に、起工済みの工事(完成済みの工事を含む)についても、受注者から申し入れがあり、第4条(1)のうちいずれかまたは全ての工種の対象要件を満たし、かつ同条(2)の全面活用型、簡易型、特別簡易型のうちいずれかの型式の取組と同等の取組を実施して工事を完成させたと発注者が認める場合は、様式1により受注者に対しICT活用証明書を発行するものとする。なお、この場合において、当該工事が第5条(1)から(3)により発注された工事以外においても対象とし、第9条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 本要領は、令和8年6月9日から施行し、施行日以降に起工する工事について適用するほか、施行日時点において起工済み且つ未完成の工事についても適用する。

別表(1)～(4)(略)

様式1(略)

附 則

本要領は、令和6年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和7年8月12日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。
- 2 本要領の適用日以前に、完成済みの工事(過年度に完成した工事を含む)についても、受注者から申し入れがあり、第3条(1)のうちいずれかまたは全ての工種の対象要件を満たし、かつ同条(2)の全面活用型、簡易型、特別簡易型のうちいずれかの型式の取組と同等の取組を実施して工事を完成させたと発注者が認める場合は、様式1により受注者に対しICT活用証明書を発行するものとする。なお、この場合において、当該工事が第4条(1)から(3)により発注された工事以外においても対象とし、第7条第2項の規定を準用する。

付 則

- 1 本要領は、令和8年3月19日 日 から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。
- 2 本要領の施行日以前に、起工済みの工事(完成済みの工事を含む)についても、受注者から申し入れがあり、第4条(1)のうちいずれかまたは全ての工種の対象要件を満たし、かつ同条(2)の全面活用型、簡易型、特別簡易型のうちいずれかの型式の取組と同等の取組を実施して工事を完成させたと発注者が認める場合は、様式1により受注者に対しICT活用証明書を発行するものとする。なお、この場合において、当該工事が第5条(1)から(3)により発注された工事以外においても対象とし、第9条第2項の規定を準用する。

[追加]

別表(1)～(4)(略)

様式1(略)